

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県税条例施行規則等の一部を改正する規則	一
○ 福島県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則	六
○ 福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	七
○ 福島県消費生活センター条例施行規則の一部を改正する規則	七
○ 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	六
○ 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	三
○ 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	三
○ 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	三
○ 福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則	三

規 則

福島県税条例施行規則等の一部を改正する規則、福島県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則、福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則、福島県消費生活センター条例施行規則の一部を改正する規則、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則、福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則及び福島

県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則をここに公布する。
平成二十八年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第二十号

福島県税条例施行規則等の一部を改正する規則

（福島県税条例施行規則の一部改正）

第一条 福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中第三十八号を第三十九号とし、第三十二号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 委託売却による売却通知書 第四十号の四様式
第五号の二様式その4（表）を次のように改める。

その4 (自動車税・電算文字読取処理用)

(表)

<p style="text-align: center;">福島県 自動車税 年度 納付済通知書 ㊦</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード番号</td> <td>クレジットカード</td> <td>クレジットカード</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>登録番号</td> <td>納付番号</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>延滞金</td> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td>領収日付印</td> <td>様</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">指定金融機関から戻へ送付又はコンビニ本部控</p>	口座番号	加入者名	合計	円	クレジットカード番号	クレジットカード	クレジットカード	円	納付番号	登録番号	納付番号	円	納期限	年 月 日	納期限	年 月 日	延滞金	合計	円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	円	納税者	領収日付印	様	<p style="text-align: center;">福島県 自動車税 納付書 ㊦</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>口座記号番号</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">納税者 様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>登録番号</td> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>領収日付印</td> <td>領収日付印</td> <td>領収日付印</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">取得金融機関又はコンビニ店補控</p>	加入者名	税額	円	口座記号番号	延滞金	円	納税者	合計	円	登録番号	納期限	年 月 日	領収日付印	領収日付印	領収日付印	<p style="text-align: center;">福島県 自動車税 年度 納税通知書兼領収証書 ㊦ (お問い合わせ番号)</p> <p style="text-align: center;">(納税者) (住所) (氏名)</p> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>登録番号</td> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり納めてください。 年 月 日 福島県 地方振興局長 印</p> <p style="text-align: center;">左記の金額を領収しました。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>領収日付印</td> <td>領収日付印</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">収入印紙不要</p>	登録番号	税額	円	延滞金	延滞金	円	合計	合計	円	納期限	納期限	年 月 日	領収日付印	領収日付印
口座番号	加入者名	合計	円																																																					
クレジットカード番号	クレジットカード	クレジットカード	円																																																					
納付番号	登録番号	納付番号	円																																																					
納期限	年 月 日	納期限	年 月 日																																																					
延滞金	合計	円																																																						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	円																																																						
納税者	領収日付印	様																																																						
加入者名	税額	円																																																						
口座記号番号	延滞金	円																																																						
納税者	合計	円																																																						
登録番号	納期限	年 月 日																																																						
領収日付印	領収日付印	領収日付印																																																						
登録番号	税額	円																																																						
延滞金	延滞金	円																																																						
合計	合計	円																																																						
納期限	納期限	年 月 日																																																						
領収日付印	領収日付印																																																							

納税者控

取得金融機関又はコンビニ店補控

第十一号様式を次のように改める。

第11号様式 (第16条関係)

被相続人に係る県税の賦課徴収及び還付に関する書類の受領についての 代表者の指定届				
年 月 日				
福島県 地方振興局長				
住 所 届出相続人				
氏 名 ㊟				
電 話				
被相続人 に係る県税の賦課徴収及び還付に関する書類の受領についての 代表者を次のとおり指定したので、お届けします。				
指定代表者	住 所			
	ふりがな			
	氏 名			
	口 座 番 号	銀行・金庫 組合・農協	本店・本所 支店・支所	預金種別 番号
被 相 続 人	最 後 の 住 所 氏 名 死 亡 年 月 日	平成 年 月 日		
相 続 人	住 所 又 は 居 所	氏 名	被 相 続 人 と の 続 柄	相 続 割 合

※ 上記相続人が法人である場合は、下記に法人番号と名称を記入してください。

法人番号		法人の名称	
------	--	-------	--

第四十号の三様式の次に次の一様式を加える。

その1(滞納者用)

第 号	委託売却による売却通知書				年 月 日
(滞納者) 様	福島県 地方振興局長				年 月 日
<p>地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第109条第1項第2号の規定により取引所の相場のある下記の財産をその日の相場で随意契約により売却(委託売却)することとしましたので、同法第109条第4項の規定により通知します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができず(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなりす。)</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後又はその判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合は、当該差押財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>					
滞納者	住(居)所	氏名			
売却財産	名称	数量	銘柄	柄	所
					在
					賃借権又は地上権の内容
					売却価額
売却の方法				委託売却期間	年 月 日から 年 月 日まで

売却決定の日		年月日						
売却代金支払期限								
買受人の資格その他の要件								
年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金		
			・ ・	円	地方税法による金額			
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
計								
その他の滞納金額								
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
計								
滞納金額合計								
摘要								

売却決定の日		年月日						
売却代金支払期限								
買受人の資格その他の要件								
年 度	期 別	税 目	納 期 限	税 額	延 滞 金	加 算 金		
			・ ・	円	地方税法による金額			
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
計								
その他の滞納金額								
			・ ・					
			・ ・					
			・ ・					
計								
滞納金額合計								
摘 要								

第八十号様式中「~~際~~」を「~~際~~」に改める。
第一百号の様式を次のように改める。

第102号の2様式 (第107条関係)

平成 年 月分 ゴルフ場利用税納入申告書



年 月 日 福島県知事 (福島県 地方振興局長) ※ 発 信 年 月 日 通信日付印	経営の場所	屋号		
		所在地	電話番号	
	特別徴収義務者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)		
		住所	電話番号	
確認印	氏名(法人名・代表者名) Ⓜ			

区 分		利 用 人 員	等 級	税 率	税 額
		千 人			百 万 千 円
等級変更なし又は等級変更前	通 常 分				
	軽減税率適用分	年 齢 6 5 歳 以 上 の 者		/	
		国 民 体 育 大 会 等 の 選 手			
		早 朝 利 用 等 の 利 用 者			
	小 計 ①				
等級変更後	通 常 分				
	軽減税率適用分	年 齢 6 5 歳 以 上 の 者		/	
		国 民 体 育 大 会 等 の 選 手			
		早 朝 利 用 等 の 利 用 者			
	小 計 ②				
通 常 分					
軽減税率適用分	年 齢 6 5 歳 以 上 の 者		/		
	国 民 体 育 大 会 等 の 選 手				
	早 朝 利 用 等 の 利 用 者				
小 計 ③					
合計④=①+②+③		千 人			

非課税利用人員	
18歳未満	
70歳以上	
障がい者	
国体競技	
学生等	
合計①	

課税免除利用人員②

課税対象外利用人員計①+②

第百十一号様式を次のように改める。

第 1 1 1 号様式 (第127条の 2 関係)

軽油引取税特別徴収義務者登録申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収受印 </div>		※整理番号		年 月 日		
		福島県		地方振興局長		
特別徴収義務者	住所又は所在地	ふりがな				
	電話番号	() -				
	個人番号又は法人番号					
	氏名又は名称	ふりがな				
		法人の名称				
氏名又は名称	ふりがな					
氏名又は名称	氏名又は代表者氏名	⑩				
元売・特約・その他の別				系	列	
福島県税条例第 58 条の 14 第 1 項の規定により、下記のとおり登録を申請します。						
事務所又は事業所	所在地	ふりがな				
	電話番号	() -				
	名称	ふりがな				
特別徴収義務者となった日		年 月 日				
登録の理由 (該当する番号を○で囲み、必要事項を記載すること。)	1 事務所又は事業所の営業を開始するため (営業開始年月日 年 月 日) 2 事務所又は事業所の営業の開始後に特別徴収義務者となったため 3 引渡しに係る軽油の県内への納入のため (納入開始年月日 年 月 日)					
受領証	軽油引取税特別徴収義務者証 (第 号～第 号) を受領しました。 年 月 日 特別徴収義務者 ⑩					

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「事務所または事業所」の欄には、福島県税条例第 9 条第 2 項に規定する課税地となるべき事務所又は事業所の所在地、電話番号および名称を記載すること。
- 3 「登録の理由」の欄の 1 又は 2 に該当する場合には、付表 1 を添付すること。
- 4 「登録の理由」の欄の 3 に該当する場合には、付表 2 を添付すること。

(福島県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十七年福島県規則第百一
号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の改正規定中「納税者又は特別徴収義務者」を「滞納者」に改める。
第百二十四号の三様式の改正規定中「審査請求をした日」の「下」の「決
定がない」を「裁決がない」に加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち福島県税条
例施行規則第四十二条中第三十八号を第三十九号とし、第三十二号から第三十七号まで
を一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に一号を加える改正規定及び同規則第四十号の三
様式の次に一様式を加える改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

(税 務 課)

福島県規則第二十一号

福島県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県産業廃棄物税条例施行規則(平成十七年福島県規則第百三十四号)の一部を次
のように改正する。

様式第三号中

特別徴収義務者	住所	個人番号又は法人番号										
	電話番号		氏名又は名称及び 法人にあっては 代表者の氏名									
特別徴収義務者	住所	個人番号又は法人番号										
	電話番号		氏名又は名称及び 法人にあっては 代表者の氏名									

(右詰で記載)

に改める。

--	--	--	--

様式第九号中

特別徴収義務者	住所	個人番号又は法人番号										
	電話番号		氏名又は名称及び 法人にあっては 代表者の氏名	(登録番号第 号)								

を

特別徴収義務者	住所	個人番号又は法人番号										
	電話番号		氏名又は名称及び 法人にあっては 代表者の氏名	(登録番号第 号)								

(右詰で記載)

--	--	--	--

に改める。

(右詰で記載)

福島県規則第二十三号

福島県消費生活センター条例施行規則の一部を改正する規則

福島県消費生活センター条例施行規則（昭和四十七年福島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条を第十一条とし、第七条を第十条とする。

第六条中「第五条」を「第八条」に改め、同条を第九条とする。

第五条中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第四条第一項から第三項までの規定中「第四条第一項後段」を「第七条第一項後段」に改め、同条を第七条とする。

第三条第一項中「福島県消費生活センター条例（昭和四十七年福島県条例第二十二号。以下「条例」という。）第四条第一項前段」を「条例第七条第一項前段」に改め、同条第三項及び第四項中「第四条第一項前段」を「第七条第一項前段」に改め、同条を第六条とし、第二条の次に次の三条を加える。

（消費生活センター長に充てる職）
第三条 福島県消費生活センター条例（昭和四十七年福島県条例第二十二号。以下「条例」という。）第四条の規定により設置する消費生活センター長は、消費生活課長をもつて充てる。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）
第四条 知事は、条例第五条第一項の規定により設置する消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

（消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修）
第五条 知事は、当該消費生活センターにおいて消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第八条第一項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第一号様式中「第3条関係」を「第6条関係」に改める。
 第二号様式中「第3条、第4条関係」を「第6条、第7条関係」に改める。
 第三号様式中「第4条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県消費生活センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書又は交付されている承認書は、改正後の福島県消費生活センター条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により提出された申請書又は交付された承認書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（消費生活課）

福島県規則第二十四号

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成八年福島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 メコプロップカリウム塩（別名MCP Pカリウム塩）、メコプロップジメチルアミン塩（別名MCP Pジメチルアミン塩）、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩

第二十一条中第二十七号及び第二十八号を削り、同条中第二十九号を第二十七号とし、同条第三十号中「メタラキシル」の下に「及びメタラキシルM」を加え、同条を同条第二十八号とし、同条中第三十一号を第二十九号とし、第三十二号から第三十六号までを二号ずつ繰り上げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩

第二十一条中第三十七号を削り、第三十八号を第三十六号とし、第三十九号から第四十三号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の二十六号を加える。

- 四十二 アセタミプリド
- 四十三 イミダクロプリド
- 四十四 クロチアニジン
- 四十五 チアメトキサム
- 四十六 テプフェノジド
- 四十七 ペルメトリン
- 四十八 ペンスタップ
- 四十九 ジフェノコナゾール
- 五十 シプロコナゾール
- 五十一 シメコナゾール
- 五十二 チオファネートメチル
- 五十三 チフルザミド
- 五十四 テトラコナゾール
- 五十五 テブコナゾール
- 五十六 トリフルミゾール
- 五十七 バリダマイシン
- 五十八 ヒドロキシイソキサゾール（別名ヒメキサゾール）
- 五十九 ベノミル
- 六十 ボスカリド
- 六十一 エトキシスルフロシ
- 六十二 オキサジアルギル
- 六十三 オキサジクロメホン
- 六十四 カフェンストロール

六十五 シクロスルファミロン
 六十六 MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩
 六十七 トリネキサバックエチル

別表第五の1の表トリクロロエチレンの項中「0.03ミリグラム」を「0.01ミリグラム」に、「0.3ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改め、別表第五の2の表イソプロチオランの項中「0.04ミリグラム」を「0.26ミリグラム」に、「0.4ミリグラム」を「2.6ミリグラム」に改め、同表プロピルサリチル酸の項中「0.008ミリグラム」を「0.05ミリグラム」に、「0.08ミリグラム」を「0.5ミリグラム」に改め、同表イソフェノホスの項を削ぐ、同表クロルビリホスの項中「0.004ミリグラム」を「0.002ミリグラム」に、「0.04ミリグラム」を「0.02ミリグラム」に改め、同表トリクロロホン(別名DDE)の項中「0.03ミリグラム」を「0.005ミリグラム」に、「0.3ミリグラム」を「0.05ミリグラム」に改め、同表ナルクロホスメチルエールの項中「0.08ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に、「0.8ミリグラム」を「2ミリグラム」に改め、同表フェルチリンの項中「0.2ミリグラム」を「0.23ミリグラム」に、「2ミリグラム」を「2.3ミリグラム」に改め、同表シモンタンの項中「0.04ミリグラム」を「0.14ミリグラム」に、「0.4ミリグラム」を「1.4ミリグラム」に改め、同表ブタジホスの項中「0.004ミリグラム」を「0.02ミリグラム」に、「0.04ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に改め、同表ゲンヂンメタタリンの項中「0.05ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に、「0.5ミリグラム」を「1ミリグラム」に改め、同表メコプロップ(別名MCPD)の項を次のように改める。

メコプロップカリウム塩(別名MCPカリアム塩)、メコプロップジメチルアミン塩(別名MCPPジメチルアミン塩)、メコプロップイソプロピルアミン塩及びメコプロップカリウム塩	1リットルにつき 0.047ミリグラム (メコプロップとして)	1リットルにつき 0.47ミリグラム (メコプロップとして)
--	---------------------------------------	--------------------------------------

別表第五の2の表メチルダイトロンの項を削ぐ、同表アセフェエーの項中「0.08ミリグラム」を「0.0063ミリグラム」に、「0.8ミリグラム」を「0.063ミリグラム」に改め、同表メタラキシルの項を次のように改める。

メタラキシル及びメタラキシルM	1リットルにつき 0.058ミリグラム (メタラキシルとして)	1リットルにつき 0.58ミリグラム (メタラキシルとして)
-----------------	---------------------------------------	--------------------------------------

別表第五の2の表ジチオホルの項中「0.008ミリグラム」を「0.0095ミリグラム」に、「

0.08ミリグラム」を「0.095ミリグラム」に改め、同表ポリブチカルブの項中「0.02ミリグラム」を「0.023ミリグラム」に、「0.2ミリグラム」を「0.23ミリグラム」に改め、同表エチンプロロックスの項中「0.08ミリグラム」を「0.082ミリグラム」に、「0.8ミリグラム」を「0.82ミリグラム」に改め、同表ペンキンスエロビンの項中「0.5ミリグラム」を「0.47ミリグラム」に、「5ミリグラム」を「4.7ミリグラム」に改め、同表イソクタジン酢酸塩の項中「イミノクタジン酢酸塩」を「イミノクタジンアシルン酢酸塩及びイミノクタジン酢酸塩」に改め、同表シクロスルファミルの項中「0.03ミリグラム」を「0.26ミリグラム」に、「0.3ミリグラム」を「2.6ミリグラム」に改め、同表を次のように加える。

アセタミプリド	1リットルにつき 0.18ミリグラム	1リットルにつき 1.8ミリグラム
イミダクロプリド	1リットルにつき 0.15ミリグラム	1リットルにつき 1.5ミリグラム
クロチアジソン	1リットルにつき 0.25ミリグラム	1リットルにつき 2.5ミリグラム
チアメトキサム	1リットルにつき 0.047ミリグラム	1リットルにつき 0.47ミリグラム
チアフェノジド	1リットルにつき 0.042ミリグラム	1リットルにつき 0.42ミリグラム
ペルメトリン	1リットルにつき 0.1ミリグラム	1リットルにつき 1ミリグラム
ペンスタルツァ	1リットルにつき 0.09ミリグラム	1リットルにつき 0.9ミリグラム
ジフェノコナゾール	1リットルにつき 0.03ミリグラム	1リットルにつき 0.3ミリグラム
シプロコナゾール	1リットルにつき 0.03ミリグラム	1リットルにつき 0.3ミリグラム
シメコナゾール	1リットルにつき 0.022ミリグラム	1リットルにつき 0.22ミリグラム

に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ナプロバミッドの項中「規格K0128の42.1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ブタミホスの項中「規格K0128の48.1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ペンスリム（別名SAB）の項中「規格K0128の56.1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ペンチエマタリンの項中「規格K0128の57.1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ペンフルラリン（別名ペスロジン）の項中「規格K0128の58.1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表メロブロップ（別名MCAL）の項中「メコブロッツ（別名MCP）」を「メコブロッツカリウム塩（別名MCPカリウム塩）、メコブロッツジメチルアミン塩（別名MCPジメチルアミン塩）、メコブロッツPイソプロピルアミン塩及びメコブロッツPカリウム塩」に改め、「規格K0128の60.1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表メチルタイムロンの項を削り、同表アセフェートの項中「規格K0128の11.1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表メタラキシルの項中「メタラキシル」を「メタラキシル及びメタラキシルM」に改め、「規格K0128の61.1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ジチオビルの項中「規格K0128の31.1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表エリクゴビルの項中「規格K0128の38.2に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表ビリブチカルブの項中「規格K0128の44.1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表エトフェンブロックスの項中「規格K0128の20.1に掲げる方法」を「知事が定める方法」に改め、同表イミノクタジン酢酸塩の項中「イミノクタジン酢酸塩」を「イミノクタジンアミン酢酸塩及びイミノクタジン酢酸塩」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月二十一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に設置されている福島県生活環境の保全等に関する条例（平成八年福島県条例第三十二号）第二十七条第二項に規定する排水指定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する同条第四項に規定する排水指定事業場に係る排水指定事業場排水基準の適用については、平成二十八年十月二十日までの間は、改正後の福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第五の1の表及び2の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前において改正前の福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第六の1の表及び2の表に規定する方法で検定した場合の排水指定事業場排水基準の適用については、改正後の規則別表第五の1の表及び2の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（水・大気環境課）

福島県規則第二十五号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

行規則（平成二十五年福島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第十八条第一号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

第二十一条から第二十三条までを次のように改める。

第二十一条から第二十三条まで 削除

第二十四条第一項第三号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第二十五条第一号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県規則第二十六号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十七年福島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。
（改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第四条

前条の規定によりなおその効力を有するものとされるこの規則による改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則

則(平成二十五年福島県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。
第十七条第一項第三号中「条例第九十九条第三項に規定する利用者」を「条例第九十九条第三項に規定する指定通所介護等の利用者」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県規則第二十七号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「小学校」の下に「又は義務教育学校」を加える。

別表第二の一の表福島県営森谷台の前団地の項中「〇・九五」を「〇・九四」に改め、同表福島県営笹谷団地の項中「〇・九〇」を「〇・八九」に、「〇・八八」を「〇・八七」に、「〇・九二」を「〇・九一」に、「〇・九八」を「〇・九七」に改め、同表福島県営上川原田団地の項中「〇・八三」を「〇・八四」に改め、同表福島県営茶園地の項を削り、同表福島県営島団地の項中「〇・九〇」を「〇・八九」に改め、同表福島県営雷神団地の項中「〇・八六」を「〇・八七」に改め、同表福島県営緑ヶ丘団地の項中「〇・八三」を「〇・八五」に改め、同表福島県営富田団地の項中「〇・九三」を「〇・九五」に改め、同表福島県営日和田団地の項中「〇・八九」を「〇・九四」に改め、同表福島県営八山田団地の項中「〇・九三」を「〇・九四」に改め、同表福島県営東原団地の項中「〇・九一」を「〇・九三」に改め、同表福島県営鶴見団地の項中「〇・八八」を「〇・八九」に改め、同表福島県営菅田塚団地の項中「〇・八九」を「〇・八七」に改め、同表福島県営松風の里団地の項中「〇・八三」を「〇・八四」に改め、同表福島県営関川窪団地の項中「三十一号室まで」を「十六号室まで、十八号室、二十号室から二十二号室まで、二十四号室、二十六号室から二十八号室まで、三十一号室」に改め、「三十六号室、三十七号室」を削り、「〇・八四」を「〇・八二」に、「三十二号室、三十五号室、三十八号室及び三十九号室」を「十七号室、十九号室、二十三号室、二十五号室、二十九号室、三十号室、三十二号室及び三十五号室から三十九号室まで」に、「〇・八六」を「〇・八四」に改め、同表福島県営金勝寺団地の項中「〇・八八」を「〇・八九」に改め、同表福島県営白梅が郷団地の項中「〇・八九」を「〇・九〇」に改め、同表福島県営対馬館団地の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表福島県営大坪団地の項中「〇・九〇」を「〇・八九」に改め、同表福島県営菅松長団地の項中「〇・八一」を「〇・八二」に改め、同表福島県営菅小川町西団地の項中「〇・八五」を「〇・九五」に改め、同表福島県営菅仲町団地の項中「〇・八八」を「〇・八九」に改め、同表福島県営鬼越団地の項中「〇・八〇」を「〇・七九」に改め、同表福島県営梅ヶ丘団地の項中「〇・八二」を「〇・八一」に、「〇・八六」を「〇・八五」に、「〇・八四」を「〇・八三」に改め、同表福島県営四ツ波団地の項中「〇・八三」を「〇・八四」

に改め、同表福島県営叶田団地の項中「〇・八二」を「〇・八二」に改め、同表福島県営高坂団地の項中「〇・八六」を「〇・八五」に、「〇・八四」を「〇・八三」に、「〇・八八」を「〇・八七」に改め、同表福島県営宮沢団地の項中「〇・八一」を「〇・八〇」に、「〇・九二」を「〇・九〇」に改め、同表福島県営秋山団地の項中「〇・九五」を「〇・八四」に改め、同表福島県営御殿町団地の項中「〇・九二」を「〇・九三」に改め、同表福島県営南白土団地の項中「〇・八七」を「〇・八八」に改め、同表福島県営下荒川団地の項中「〇・八三」を「〇・八五」に改め、同表福島県営高坂南団地の項中「〇・八五」を「〇・八四」に改め、福島県営高坂西団地の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表福島県営富岡団地の項中「〇・七八」を「〇・七九」に改め、同表福島県営船戸団地の項中「〇・八四」を「〇・八三」に改め、同表福島県営道珍団地の項中「〇・八七」を「〇・八六」に改め、同表福島県営湯長谷団地の項中「〇・八二」を「〇・八〇」に改め、同表福島県営湯長谷団地の項中「〇・八二」を「〇・八五」に、「〇・八六」を「〇・八九」に、「〇・九二」を「〇・九五」に改め、同表福島県営浅貝団地の項中「〇・八一」を「〇・八五」に改め、同表福島県営菅下湯長谷団地の項中「〇・八三」を「〇・八二」に改め、同表福島県営鹿島団地の項中「〇・八八」を「〇・九〇」に改め、同表福島県営下神白団地の項中「〇・八四」を「〇・八八」に改め、同表福島県営家ノ前団地の項中「〇・八八」を「〇・九〇」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第二福島県営御茶園団地の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

福島県規則第二十八号

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に必要と認める図書)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。)第一条第一項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定による認定の申請に係る建築物(以下「認定申請建築物」という。)が、知事が指定する機関により法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していると認められた場合 当該機関が発行するその旨を証する書類(以下「技術的審査適合証」という。)
- 二 認定申請建築物(法の施行の際現に存する住宅部分に限る。)が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。)第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書(以下単に「設計住宅性能評価書」という。)により日本住宅性能表示基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六

号。以下「表示基準」という。)別表二の一に規定する一次エネルギー消費量等級の等級四又は等級五に適合していると認められた場合、その旨を証する設計住宅性能評価書の写し

三 認定申請建築物(法の施行の際現に存する住宅部分を除く。)が、設計住宅性能評価書により表示基準別表一に規定する断熱等性能等級の等級四に適合し、及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級五に適合していると認められた場合、その旨を証する設計住宅性能評価書の写し

(建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に必要と認める図書)
第二条 省令第七条第一項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第三十六条第一項の規定による認定の申請に係る建築物(以下「適合認定申請建築物」という。)が、知事が指定する機関により法第二条第三号に掲げる基準に適合していると認められた場合、技術的審査適合証

二 法十二条第六項に規定する適合判定通知書(以下単に「適合判定通知書」という。)及び建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七条第五項に規定する検査済証、同法第七条の二第五項に規定する検査済証又は同法第十八条第十八項に規定する検査済証(以下これらを「検査済証」という。)の交付を受けている場合、適合判定通知書の写し及び検査済証の写し

三 省令第三条第二項に規定する通知書(以下「計画認定通知書」という。)及び検査済証の交付を受けている場合、計画認定通知書の写し及び検査済証の写し

四 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第八十六号)第四十三条第二項に規定する通知書(以下「低炭素計画認定通知書」という。)及び検査済証の交付を受けている場合、低炭素計画認定通知書の写し及び検査済証の写し

五 適合認定申請建築物(法の施行の際現に存する住宅部分に限る。)が、品確法第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書(以下単に「建設住宅性能評価書」という。)により表示基準別表二の一に規定する一次エネルギー消費量等級の等級三、等級四又は等級五に適合していると認められた場合、その旨を証する建設住宅性能評価書の写し

六 適合認定申請建築物(法の施行の際現に存する住宅部分を除く。)が、建設住宅性能評価書により表示基準別表一に規定する断熱等性能等級の等級四に適合し、及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級五に適合していると認められた場合、その旨を証する建設住宅性能評価書の写し

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に必要と認める図書)
第三条 省令第一条第三項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 第一条第一号に規定する技術的審査適合証を添えた場合、知事が指定する機関が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを確認するために必要とした図書

二 第一条第二号に規定する設計住宅性能評価書の写しを添えた場合、品確法第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関(以下単に「登録住宅性能評価機関」という。)が表示基準別表二の一に規定する一次エネルギー消費量等級の等級四又は等級五に適合していることを確認するために必要とした図書

三 第一条第三号に規定する設計住宅性能評価書の写しを添えた場合、登録住宅性能評価機関が表示基準別表一に規定する断熱等性能等級の等級四に適合し、及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級五に適合していることを確認するために必要とした図書

(建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に必要と認める図書)
第四条 省令第七条第三項の所管行政庁が必要と認める図書は、省令第一条第一項の表に掲げる図書(同表の(イ)項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び床面積求積図を除く。)とする。

(工事完了報告)
第五条 知事は、法第三十一条第一項に規定する認定建築主が法第三十二条に規定するエネルギー消費性能向上のための建築物の新築等に関する工事を完了した場合は、同条の規定により、知事が別に定める工事完了報告書により当該工事の完了について報告を求めるものとする。

附則 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(建築指導課)

